

年企発 1108 第 1 号
平成 29 年 11 月 8 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）
の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」
の一部改正について

「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）の施行等に伴い、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）を別添のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の事業主等の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

ただし、確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準及び確定給付企業年金の事業運営基準の改正については、平成 30 年 10 月 1 日以降の基金の設立時の選定又は代議員の任期満了時の選定から適用する。

時、代議員の任期満了時の選定においては満了時の事業主の数の10分の1（事業主の数が500を超える場合にあっては50）以上であること。

① 当該組織体は、その構成員である事業主に対して基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる。

② 基金における方針決定の手續に先だって、当該組織体は、基金の運営方針（基金の実施及び解散、給付設計（加入者の資格、福利厚生事業、権利義務移転承継、資産の受入れに関する事項を含む）、掛金及び資産運用に関する方針）を組織決定している。

③ 当該組織体は、基金の運営状況について定期的（四半期に1回程度）に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必

	<p>(2) 代議員の任期 (略)</p> <p>(3) 通常代議員会 (略)</p> <p>(4) 代議員会招集手続き (略)</p> <p>(5) 代理 (略)</p> <p>(6) リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を併用する場合の取扱い</p>	<p><u>要に応じて検討するような体制が内部の委員会規程・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる。</u></p> <p>・ (略)</p>		<p>(1) 代議員の任期 (略)</p> <p>(2) 通常代議員会 (略)</p> <p>(3) 代議員会招集手続き (略)</p> <p>(4) 代理 (略)</p> <p>(5) リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を併用する場合の取扱い</p>	<p>・ (略)</p>
--	---	--	--	---	--------------

(別紙2)

確定給付企業年金の事業運営基準

1. (略)
2. 企業年金基金の組織及び運営に関する事項
 - (1) (略)
 - (2) 代議員会
 - ① (略)
 - ② 加入者において選出する代議員(互選代議員)の選出の手続については、あらかじめ規程を設けることなどにより民主的に、かつ、適正に行うこと。また、

(別紙2)

確定給付企業年金の事業運営基準

1. (略)
2. 企業年金基金の組織及び運営に関する事項
 - (1) (略)
 - (2) 代議員会
 - ① (略)
 - ② 加入者において選出する代議員(互選代議員)の選出の手続については、あらかじめ規程を設けることなどにより民主的に、かつ、適正に行うこと。

事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者において選出する代議員（選定代議員）の選出の手續についても、あらかじめ規程を設けるなど明確化されていること。

- ③ 複数の厚生年金適用事業所において一の基金を設立する場合にあっては、各実施事業所の事業主及び加入者の意思が適切に反映されるよう配慮すること。そのため、総合型基金（2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同して実施する基金型企業年金（当該厚生年金適用事業所間の人的関係が緊密である場合等を除く。）をいう。）にあっては、当該基金の実施事業所の事業主の9割以上が所属する当該基金と異なる組織体（法令に根拠のある組織体に限る。）であって、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当するものが存在する場合を除き、選定代議員の数は、基金の設立時の選定においては設立時、代議員の任期満了時の選定においては満了時の事業主の数の10分の1（事業主の数が50を超える場合には50）以上、選定代議員の選定の都度、全ての事業主により選定を行うこととし、その選定方法は、(1)事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法、(2)各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法のいずれかを基本とし、(1)及び(2)の指名を希望しない事業主は選定行為を現役員・職員以外の第三者（選定人）に委任できるものであること。
- (ア) 当該組織体は、その構成員である事業主に対して基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる。
- (イ) 基金における方針決定の手續に先だって、当該組織体は、基金の運営方針（基金の実施及び解散、給付設計（加入者の資格、福利厚生事業、権利義務移転承継、資産の受入れに関する事項を含む）、掛金及び資産運用に関する方針）を組織決定している。
- (ウ) 当該組織体は、基金の運営状況について定期的（四半期に1回程度）に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規程・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる。

④～⑥ （略）

- ③ 複数の厚生年金適用事業所において一の基金を設立する場合にあっては、各実施事業所の事業主及び加入者の意思が適切に反映されるよう配慮すること。

④～⑥ （略）

⑦ 代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと。

(3) ~ (7) (略)

3. ~ 6. (略)

様式 C6-ア

平成 年 月 日

規約型企業年金事業報告書
(略)

記載上の注意

1. ~ 4. (略)

5. 資産運用状況

1 政策的資産構成割合等

(1) 「構成割合」欄には、今事業年度末現在における直近の確定給付企業年金法施行規則第84条第1項第1号に定める「長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という）」を記入すること（共同運用事業に係る資産を含む。但し、受託保証型確定給付企業年金を実施している場合であって、政策的資産構成割合を定めていないときは、その限りでない。）。なお、政策的資産構成割合を定めている区分が報告様式の区分と異なる場合には、政策的資産構成割合に基づき報告様式の区分による構成割合を合理的に定めること。

(2) ~ (5) (略)

2・3 (略)

様式 C6-イ

平成 年 月 日

(新設)

(3) ~ (7) (略)

3. ~ 6. (略)

様式 C6-ア

平成 年 月 日

規約型企業年金事業報告書
(略)

記載上の注意

1. ~ 4. (略)

5. 資産運用状況

1 政策的資産構成割合等

(1) 「構成割合」欄には、今事業年度末現在における直近の確定給付企業年金法施行規則第84条第1項第1号に定める「長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という）」を記入すること（但し、定めている場合に限り、共同運用事業に係る資産を含む。）。なお、政策的資産構成割合を定めている区分が報告様式の区分と異なる場合には、政策的資産構成割合に基づき報告様式の区分による構成割合を合理的に定めること。

(2) ~ (5) (略)

2・3 (略)

様式 C6-イ

平成 年 月 日

企業年金基金事業報告書

(略)

記載上の注意

1. ～4. (略)

5. 資産運用状況

1 政策的資産構成割合等

(1)「構成割合」欄には、今事業年度末現在における直近の確定給付企業年金法施行規則第84条第1項第1号に定める「長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という）」を記入すること（共同運用事業に係る資産を含む。）。なお、政策的資産構成割合を定めている区分が報告様式の区分と異なる場合には、政策的資産構成割合に基づき報告様式の区分による構成割合を合理的に定めること。

(2)～(5) (略)

2～4 (略)

企業年金基金事業報告書

(略)

記載上の注意

1. ～4. (略)

5. 資産運用状況

1 政策的資産構成割合等

(1)「構成割合」欄には、今事業年度末現在における直近の確定給付企業年金法施行規則第84条第1項第1号に定める「長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という）」を記入すること（但し、定めている場合に限り、共同運用事業に係る資産を含む。）。なお、政策的資産構成割合を定めている区分が報告様式の区分と異なる場合には、政策的資産構成割合に基づき報告様式の区分による構成割合を合理的に定めること。

(2)～(5) (略)

2～4 (略)